

ホテル・旅館の悪用防止のために

宿泊者の身分確認の徹底をお願いします!



関係法令(抜粋)

旅館業法第6条

- 1 営業者は、**宿泊者名簿**を備え、これに**宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項**を記載し、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない

旅館業法施行規則第4条の2

法第6条1項に規定する宿泊者名簿に記載すべき事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

- 1 宿泊者が**日本国内に住所を有しない外国人**であるときは、**その国籍及び旅券番号**

旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について

(平成17年2月9日健衛発第0209004号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

- 3 **捜査機関に対する協力**について
警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧要求があった場合においては、(中略)旅館等の利用者の安全確保の観点からも、**捜査機関から宿泊者名簿(外国人宿泊者の旅券の写しを含む。)**の閲覧請求があった場合には、引き続き協力すること。

宿泊者

- 日本人
- 在日外国人

- 来日外国人
(国外居住)

- 住所、氏名、
職業等

- 住所、氏名、
職業等
- **国籍・旅券番号**※

宿泊者名簿への確実な記載

※ **旅券の写しがあれば記載不要**